

別紙 1 西相制第122号の補正内容

旧					新									
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料									
月額					月額									
区 分				単 位	料 金 額	備 考								
(1)~(3) (略)				(略)	(略)	(略)								
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端 末 回 線 により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) (略)		1回線ごとに	1,411 円	(略)							
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	A 保守の区別がタイプ1のもの						1回線ごとに	1,490 円			
				B A以外のもの								(略)	(略)	
			電話重畳する場合							(略)	(略)			(略)
			イ 第2群の伝送方式を用いるもの(収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)							(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		1回線ごとに	977 円	
(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	A 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	2,130 円											
	B A以外のもの	1回線ごとに	2,209 円											
電話重畳する場合		1回線ごとに	748 円	(略)			(略)							
(5)~(7) (略)										(略)	(略)	(略)		

旧					新									
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料									
月額					月額									
区 分				単 位	料 金 額	備 考								
(1)~(3) (略)				(略)	(略)	(略)								
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端 末 回 線 により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) (略)		1回線ごとに	1,399 円	(略)							
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	A 保守の区別がタイプ1のもの						1回線ごとに	1,478 円			
				B A以外のもの								(略)	(略)	
			電話重畳する場合							(略)	(略)			(略)
			イ 第2群の伝送方式を用いるもの(収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)							(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		1回線ごとに	970 円	
(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	A 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	2,111 円											
	B A以外のもの	1回線ごとに	2,190 円											
電話重畳する場合		1回線ごとに	741 円	(略)			(略)							
(5)~(7) (略)										(略)	(略)	(略)		